

○佐渡市議会基本条例

令和●年●月●日

条例第●●●号

前文

佐渡市は平成 16 年 3 月 1 日に 1 市 7 町 2 村が 1 つに対等合併した自治体であり、トキと共生する自然、金銀山に象徴される歴史や文化を有する日本最大級の離島である。急激に高齢化が進む中ではあるが、多様性あふれる素晴らしい佐渡を次世代に継承し、発展させていかなければならない。

言論の府である議会は二元代表制の一翼として、執行機関に対しては監視と政策提言という重要な責務を担っている議決機関である。さらには広大な島に暮らす多様な市民の付託にどう応えていくかが佐渡市議会に求められている。ゆえに、市政に市民の意見を的確に反映させるために、公平性と透明性を保持しながら情報公開を積極的に果たし、市民との信頼関係、協働の精神を基に、これまで以上に市民に開かれた議会を目指さなければならない。

よって、佐渡市議会は市民目線の自治を進めていくため、不断の議会改革を進めながら、全力で市民の期待に応えていくことを決意する。ここに市議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、佐渡市議会（以下「議会」という。）及び佐渡市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、佐渡市民（以下「市民」という。）福祉の向上並びに市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会活動の原則)

第 2 条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

(案)

- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は言論の府であること及び、合議制の機関であることを十分に理解し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び、政策提言を行うよう努めること。
- (4) 議会活動及び、市政に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の福祉向上を目指し、市政全体を見据え、普遍的な利益のために活動すること。
- (6) 高い倫理観を持って、誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。

(会派)

第4条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

- 2 会派は、その活動において、政策提言及び政策立案を行うための調査研究を積極的に行うよう努めること。
- 3 その他会派及び、各派代表者会議に関する事項は別に定める。

(市民参画及び協働)

第5条 議会は市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び、審査の内容について報告会を開催する。

- 2 議会報告会に関することは別に定める。

(議会広報の充実)

第7条 議会は市政に関わる重要な情報を常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、市民が議会における決定経過及び、結果に関する情報を入手することができるよう議会だよりの発行、インターネットの利用、その他方

(案)

法により、広報の充実に努めなければならない。

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長その他の執行機関及び、その職員（以下「市長等」という。）との対等な緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

(政策等の形成過程の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない基本計画等の重要な政策等を策定又は変更するときは、あらかじめ、市長に議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて市長に対し、積極的に政策提言及び政策立案を行うものとする。

(議会運営)

第11条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

3 議会は、市民にとって分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めるものとする。

(委員会)

第12条 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策提言及び、政策立案を積極的に行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の議事整理及び、秩序の保持に努めなければならない。

(会議における質問及び質疑応答)

第13条 議会審議における質問及び、質疑の応答等は次に掲げるとおりとする。

(1) 会議における議員と市長等の質疑応答は論点及び、争点を明確にするため、一問一答方式とし、通告により行うものとする。

(2) 通告は、通告書により議長が定める期日までに、質問事項、論点等をわかりやすいよう記載し、提出しなければならない。

(政務活動費)

(案)

第14条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の執行に当たっては、佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年3月1日条例第5号）を遵守し、市民への説明責任を果たさなければならない。

（議会の研修）

第15条 議会は、議会及び議員の政策提言及び政策立案の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。

（交流及び連携の推進）

第16条 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

（議会図書室）

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

（予算の確保）

第19条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努めるものとする。

（議員の政治倫理）

第20条 議員は、佐渡市議会議員政治倫理条例（令和元年度9月27日条例第14号）を遵守するものとする。

（議員定数）

第21条 議員定数改正に当たっては、市政の現状と課題及び、将来の予測等を勘案し、市民の意見を聴取する。

2 改正に当たっては、市民の直接請求による場合及び、市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出する。

（議員報酬）

第22条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の人口予測や展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見の聴取に努めるものとする。

（最高規範性）

(案)

第23条 この条例は、議会の最高規範であって、議会は、この条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。

(検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和●●年●月●日から施行する。